

大館市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の保有する資産を広告媒体として活用し、有料により広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の保有する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別に定める。

(広告掲載の決定)

第4条 市長は、広告掲載の可否の決定にあたっては、前条に定める広告掲載の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の決定をする場合は、必要に応じて大館市広告審査委員会の意見を聞くものとする。

(広告媒体の選定)

第5条 広告掲載を行う広告媒体は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集及び選定の方法並びに広告掲載料又は収入予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて市長が別に定める。

(広告審査委員会)

第8条 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、大館市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は、総務部長をもつてこれにあてる。

- 4 副委員長は、総務部企画調整課長をもつてこれにあて、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、総務部総務課長、総務部管財課長、市民部市民課長、建設部都市計画課長及び教育委員会教育総務課長とする。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 委員長は、審査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部企画調整課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。